

# 令和4年度 吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、吉岡町の地域福祉の向上のため、町内でのボランティア活動に対する動機付けとして付与していたボランティアポイントをデジタル化する機能を有したシステムを導入することにより、町民のボランティアへの参加意欲の向上を図るほか、住民相互による支え合いの機能強化と介護予防活動との好循環の形成を目的とするとともに、将来的には現在町内で実施している様々なポイント事業との統合を目指すものである。

本実施要領は、以上の目的を果たすため、吉岡町デジタルポイントシステム導入業務を委託する事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めたものである。

提案者は、本実施要領を踏まえ、関係書類を提出するものとする。

## 2 プロポーザルの内容

### (1) 件名

令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託

### (2) プロポーザルの方式及びその理由

#### ア プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式とする。

#### イ 理由

ICTに関する専門的知識や高度な技術に基づく優れたシステムを供給できる能力を保持しており、かつ、システム稼働後の保守、サポート体制及び継続的な品質向上を実現できる事業者を募集するため。

### (3) 提案価格

提案上限価格 3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案価格は、システムの導入に係る経費（契約締結日から令和5年3月24日まで）、システム運用に係る経費（システム導入日から令和5年3月31日まで）、当町オリジナルのICカード発行のほか、システム運用に不可欠な費用の全てを計上したものとする。

ただし、見積書を提出する際は、提案上限価格を超えてはならない。提案上限価格を超えた場合は、その事業者による提案の一切を無効とする。

#### (4) 実施スケジュール

No.	内容	期間又は期限
1	実施要領、仕様書等の公開日	令和4年12月19日（月）から
2	質問提出期限	令和5年1月10日（火）17時まで
3	質問最終回答日	令和5年1月13日（金）
4	プロポーザル書類一式締切	令和5年1月23日（月）17時まで
5	一次審査（書類審査）結果通知	令和5年1月30日（月） （提案者にプレゼンテーションの詳細を通知する。）
6	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年2月6日（月）予定
7	選定委員会開催	
8	プロポーザル結果通知日	令和5年2月7日（火）予定

### 3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) ぐんま電子入札共同システムにおける令和4年度及び令和5年度の競争入札参加資格を有する事業者で、群馬県から指名停止を受けていないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税について滞納が無いこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (6) 吉岡町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に規定する者に該当しないこと。

と。

### 4 提出書類及び提出期限

#### (1) 質問に関するもの

ア 提出書類 質問書（様式第1号）

イ 提出期限 令和5年1月10日（火）17時まで

ウ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室

エ 提出方法 質問受付は、本実施要領「10 問合せ先及び書類提出先」のE-mailのみとする。

オ 最終回答日 令和5年1月13日（金）

カ 回答方法 質問は随時回答し、全事業者から受け付けた全ての質問と回答を、全業者にE-mailで送信する。

(2) プロポーザル書類一式に関するもの

ア 応募申請書

㊦ 提出書類 令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託企画  
提案応募申請書（様式第2号）

㊧ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで

㊨ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室

㊩ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

イ 提案書

㊦ 提出書類 提案内容書（任意様式）

内容は、「令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。また、システムの概要が分かる書類と業務工程表も併せて提出すること。

なお、本仕様書に記載している内容は現時点で想定される仕様であり、事業の目的を達するものであれば異なる仕様の提案を排除するものではない。

ただし、仕様書と提案内容の相違点を明確に示すこと。

㊧ 提出部数 正本1部 副本10部（コピー可）

㊨ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで

㊩ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室

㊪ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

ウ 企画提案企業概要書

㊦ 提出書類 企画提案企業概要書（様式第3号）

㊧ 提出部数 正本1部 副本10部（コピー可）

㊨ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで

㊩ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室

㊪ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

エ 受託業務実績書

㊦ 提出書類 受託業務実績書（様式第4号）

㊧ 提出部数 正本1部 副本10部（コピー可）

㊨ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで

㊩ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室

㊪ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

オ 業務実施体制

- ㊦ 提出書類 業務実施体制（様式第5号）
- ㊧ 提出部数 正本1部 副本10部（コピー可）
- ㊨ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで
- ㊩ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室
- ㊪ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

#### カ 機能要件回答書

- ㊦ 提出書類 令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託機能要件回答書（様式第6号）
- ㊧ 提出部数 正本1部 副本10部（コピー可）
- ㊨ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで
- ㊩ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室
- ㊪ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

#### キ 見積書

- ㊦ 提出書類 令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託見積書（様式第7号）
- ㊧ 提出部数 正本1部 副本10部（コピー可）
- ㊨ 提出期限 令和5年1月23日（月）17時まで
- ㊩ 提出先 吉岡町介護福祉課福祉室
- ㊪ 提出方法 上記提出先への持参又は郵送

### (3) 留意事項

- ア 提出期限内に指定書類の提出がない場合又は不備がある場合は、失格とする。
- イ 当町から提供する資料及び様式は、各事業者へそれぞれ書面及びE-mailで送付する。
- ウ 当町へ提出する資料及び様式に記載される内容は、プロポーザル書類一式締切日である令和5年1月23日（月）17時時点のものであること。
- エ 資料の提出先住所は、以下のとおりとする。  
「〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町下野田 560 吉岡町役場 介護福祉課 福祉室」
- オ 資料を郵送で提出する場合、各様式の提出は、それぞれの提出期限日必着とする。
- カ プロポーザルの実施に当たり、事業者が代理人を立てる場合、代表者印押印の委任状を1部提出すること。なお、提出期限は令和5年1月23日（月）17時までとする。

## 5 一次審査（書類審査）

### (1) 概要

参加者が4者以上の場合、吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、提出書類を基に書類審査を行い、上位3者を選定する。なお、参加者が3者以下の場合、一次審査は行わないものとし、一次審査の評価事項は、二次審査において評価する。

(2) 審査方法について

一次審査における評価については、次の項目を総合的に評価する。

ア 機能要件の適格性

イ 業務実績

(3) 一次審査結果の通知

提案者に対し、書面にて一次審査結果を通知する。(令和5年1月30日(月)を予定)

なお、参加者が3者以下のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

また、審査の内容に対する問い合わせは、受け付けないものとする。

## 6 二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 概要

選定委員会において、提出された提案書等による技術点及び見積書により算出された価格点並びにプレゼンテーションによる総合評価を行い、最も優れていると判断される提案を行った者を契約候補者として選定する。

選定された事業者は、当町と契約内容等を協議の上、当町の決定により委託事業者として特定する。また、一次審査通過者が1者となった場合でも、当町の求める事業目的を満たしていることを条件とし、委託事業者として選定するものとする。

(2) プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションは、吉岡町役場会議室において実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB方式によるプレゼンテーションを実施する可能性がある。詳細については、後日、提案事業者に別途連絡する。なお、会議室は、吉岡町が主催者として用意し、提案事業者は、発表者として参加するものとする。

イ プレゼンテーションの実施日は、令和5年2月6日(月)を予定している。なお、詳細については、後日通知する。

ウ 時間配分は、プレゼンテーションを30分、質疑応答として15分を予定し、1事業者当たりの制限時間は、45分とする。

エ プレゼンテーションの具体的な内容、資料の様式、デモンストレーションの構成等に指定はないが、プレゼンテーション当日に審査員への資料配布は認めないものとする。

(3) 評価の配点について

二次審査における評価については、技術点、価格点及びプレゼンテーションを合計した100点満点とする。なお、得点配分については以下のとおりとする。

技術点	70点
価格点	20点
プレゼンテーション	10点
合計	100点

(4) 技術点の評価方法について

提案書（任意様式）及び機能要件回答書（様式第6号）を評価する。

(5) 価格点の評価方法について

令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託見積書（様式第7号）の金額を基に評価する。

(6) プレゼンテーションの評価方法について

ポイントの付与方法のバリエーション、操作のしやすさ、情報セキュリティ、管理システムの使いやすさを評価するとともに、町民のボランティア活動に対する意欲向上に役立つようなシステムの工夫に係る部分を評価する。

(7) 二次審査結果の通知

提案者に対し、書面にて二次審査結果を通知する。（令和5年2月7日（火）を予定）  
なお、審査の内容に対する問い合わせは、受け付けないものとする。

## 7 留意事項

(1) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、返却せず、当町の所有とするが、提案者に断り無く他自治体、他社等に公開又は配布しないこととする。

(3) プロポーザル結果に対して、一切の異議申し立てはできないこととする。

## 8 遵守事項

(1) 当町から提出した資料や質疑応答などで得た情報等は、他に流用、提供等を行ってはならない。また、他自治体等を含め、外部に情報が漏れないように管理すること。

(2) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、当町と提案者が協議の上決定し、全事業者に通知することとする。

## 9 添付資料

(1) 令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託公募型プロポーザル仕様書

(2) 質問書（様式第1号）

(3) 応募申請書（様式第2号）

(4) 提案企業概要書（様式第3号）

(5) 受託業務実績書（様式第4号）

(6) 業務実施体制（様式第5号）

(7) 機能要件回答書（様式第6号）

(8) 令和4年度吉岡町デジタルポイントシステム導入事業業務委託見積書（様式第7号）

## 10 問合せ先及び書類提出先

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町下野田 560

吉岡町役場 介護福祉課 福祉室（担当：杉木、北原）

TEL. 0279-26-2246 (内線 181)

E-mail : [fukushi@town.yoshioka.gunma.jp](mailto:fukushi@town.yoshioka.gunma.jp)